

はり・きゅう

療養費支給申請のてびき

はり・きゅう施術について

下記1,2の要件を満たす場合、健康保険の対象となります
なお、健康保険の対象とならない場合は、全額自己負担となります

1.対象となる傷病

- ① 神 経 痛 ② リ ウ マ チ ③ 五 十 肩
- ④ 頸 腕 症 候 群 ⑤ 腰 痛 症 ⑥ 頸 椎 捻 挫 後 遺 症

神経痛・リウマチ等と同等の慢性的な疼痛についても認められる場合があります

2.医師がはり・きゅう施術について同意している

慢性病で保険医による適当な治療手段がなく（医療機関において治療を行い、その結果、治療の効果が現れなかった場合等）はり・きゅう施術を受けることを認める医師の同意がある場合

健康保険の対象外となるケース

- ・同時に同疾病の治療を医療機関で行っている場合
※医師から薬やシップを処方された場合も治療行為となり、はり・きゅうの施術は健康保険扱いとなりませんのでご注意ください
- ・疲労回復・慰安・予防を目的とする施術

保険医の同意のある期間に受けた施術であっても、健康保険組合が厚生労働省の通知に基づく審査により、『保険適用と認められない』と判断した場合は、施術料の全額について自費となります

申請に必要な書類

※施術月毎、施術所毎に申請が必要です

①療養費支給申請書に、②（必須）と、③～⑥は必要に応じて添付してください
提出された書類は返却できませんので、必要と思われる場合は、提出前に予めコピーをお取りください

①療養費支給申請書（はり・きゅう用）

②領収書（原本）必須

施術を受けた方の氏名、施術年月（日）、施術費用である旨記載されているもの

③医師の同意書（原本）

初回および長期の場合は6カ月毎に添付

施術期間が6カ月を過ぎた場合、再同意書（文書）の交付が必要です

<同意書の有効期限>

初療日または同意日が月の15日まで ⇒ 5カ月後の末日

初療日または同意日が月の16日以降 ⇒ 6カ月後の末日

④施術報告書（写し）

施術者から医師への報告書です

施術報告書交付料を申請する場合、添付してください

6カ月毎に更新されますので、医師の同意書と併せてご提出ください

⑤施術継続理由書・状態記入書（原本）

初療の日から1年以上経過し、施術回数が16回以上/月の場合は添付が必要です

⑥負傷原因届

負傷による傷病での申請の場合、初回申請時にご提出ください

①③⑥は、エクセディ健康保険組合ホームページ『届出・申請書一覧』よりダウンロード可

②④⑤は施術所より発行されるものをご提出ください